

## 日本行動計量学会会則

1. 本会は、日本行動計量学会（THE BEHAVIORMETRIC SOCIETY）と称する。
2. 学会の所在地は日本国内とする。本会の運営のために事務局を設ける。事務局の所在地は別に細則により定める。
3. 本会は、最広義における人間の行動の計量的研究、その普及ならびにその研究者相互の連絡及び協力を促進するとともに、外国の研究団体との連絡を図ることを目的とする。
4. 本会は、次の事業を行う。
  - (1) 大会・研究会及び講習会の開催
  - (2) 機関誌その他の刊行
  - (3) 外国の学会との連絡及び協力
  - (4) その他、本会の目的達成上必要な事業
5. 本会の会員は次の5種類とする。
  - (1) 正会員 本会の目的に賛同し、理事会において入会を認められた者
  - (2) 準会員 学部及び大学院に在学する学生、あるいはこれらに相当する者で、本会の目的に賛同し、理事会において入会を認められた者
  - (3) 名誉会員 行動計量学の発展に功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者
  - (4) シニア会員 本会に累積して20年以上在籍している65歳以上の会員で、本人からの申請に基づき、理事会において認められた者
  - (5) 賛助会員 本会の目的に賛同し財政的援助をなす法人等で、理事会において入会を認められた者
6. 本会に、正会員または準会員として入会しようとするものは入会申請の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。
7. 会費として正会員は年額8,000円、準会員は5,000円、賛助会員は1口50,000円で1口以上、シニア会員は年額4,000円をその年度分として毎年4月末日までに納めるものとする。
8. 会員は本会機関誌への投稿や購読、本会が主催あるいは共催する大会、研究会への参加等において、様々な特典を受けることができる。
9. 会員で退会しようとする者は退会届を提出しなければならない。会費長期滞納者については、理事会の議決により退会したものとみなすことができる。また、理事会は、会員の死亡や失踪宣告が確認された場合は、退会とみなすことができる。本学会の名誉を傷つけ、または本学会の目的に著しく反する行為をした会員については、事前に本人の弁明の機会を与えたうえで、理事会の出席者の3分の2以上の議決により、本会から除名することができる。
10. 本会に次の役員をおく。

理事（うち1名を理事長とする）、監事（2名）、委員
11. 理事長は、理事会の議長となり、会務を総括する。

理事は、総会の決議に従い、会務を執行する。  
監事は、会務の執行及び会計を監査する。  
委員は、会務の執行につき、理事に協力する。
12. 理事及び監事は、正会員およびシニア会員の中から互選する。

理事長は、理事会において互選する。任期中に理事長が欠けた場合は、速やかに理事会が新たに理事長を選出し、任期は前任者の残任期間とする。  
委員は、理事会がこれを委嘱する。  
役員任期は3年とし再選をさまたげない。ただし理事長は3期連続してその職につくことはできない。ただし、任期中に理事長が欠けた場合に選任された理事長は除く。
13. 理事長は毎年少なくとも1回総会を招集する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

理事長は必要に応じて理事会を招集する。理事総数の3分の2以上（委任状提出者を含む）の出席で理事会を成立とし、決議は出席者の過半数をもって決する。議決すべき事項につき特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。
14. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。監事は毎年会計年度終了後その監査の結果を総会において会員に報告し、その承認を得るものとする。
15. 本会の事業の遂行を円滑にするために、別に理事会の決定により細則を設けることができる。
16. 本会則の改正は、総会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

---

\* 昭和62年8月；7条を改正（昭和63年4月1日より施行）

平成 7 年 9 月 ; 7 条を改正 (平成 8 年 4 月 1 日より施行)  
平成 10 年 9 月 ; 5 条, 7 条, 10 条を改正 (平成 11 年 4 月 1 日より施行)  
平成 16 年 9 月 ; 5 条, 7 条, 12 条を改正 (平成 17 年 4 月 1 日より施行)  
平成 21 年 8 月 ; 2 条, 6 条, 8 条, 9 条を改正 (平成 21 年 8 月 6 日より施行)  
平成 22 年 9 月 ; 2 条を改正 (平成 22 年 9 月 24 日より施行)  
平成 23 年 9 月 ; 12 条を改正 (平成 23 年 9 月 13 日より施行)  
平成 25 年 9 月 ; 9 条, 12 条, 13 条を改正 (平成 25 年 9 月 5 日より施行)  
平成 28 年 9 月 ; 1 条を改正 (平成 28 年 9 月 1 日より施行)  
令和元年 9 月 ; 5 条, 8 条を改正 (令和元年 9 月 5 日より施行)  
令和 3 年 9 月 ; 12 条を改正 (令和 3 年 9 月 1 日より施行)